

議案第 号

富士見市の公の施設の利用に関する協議について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、富士見市の公の施設を入間郡三芳町の住民の利用に供するため、次のとおり協議することについて議決を求める。

1 公の施設の名称

富士見市水道施設

2 公の施設の所在

富士見市大字鶴馬字下郷3499番3

3 利用の区域

入間郡三芳町大字藤久保字俣埜305番1の一部及び308番3の区域

4 経費の負担及び利用の方法

法令及び富士見市水道事業給水条例（昭和62年条例第8号）の規定による。

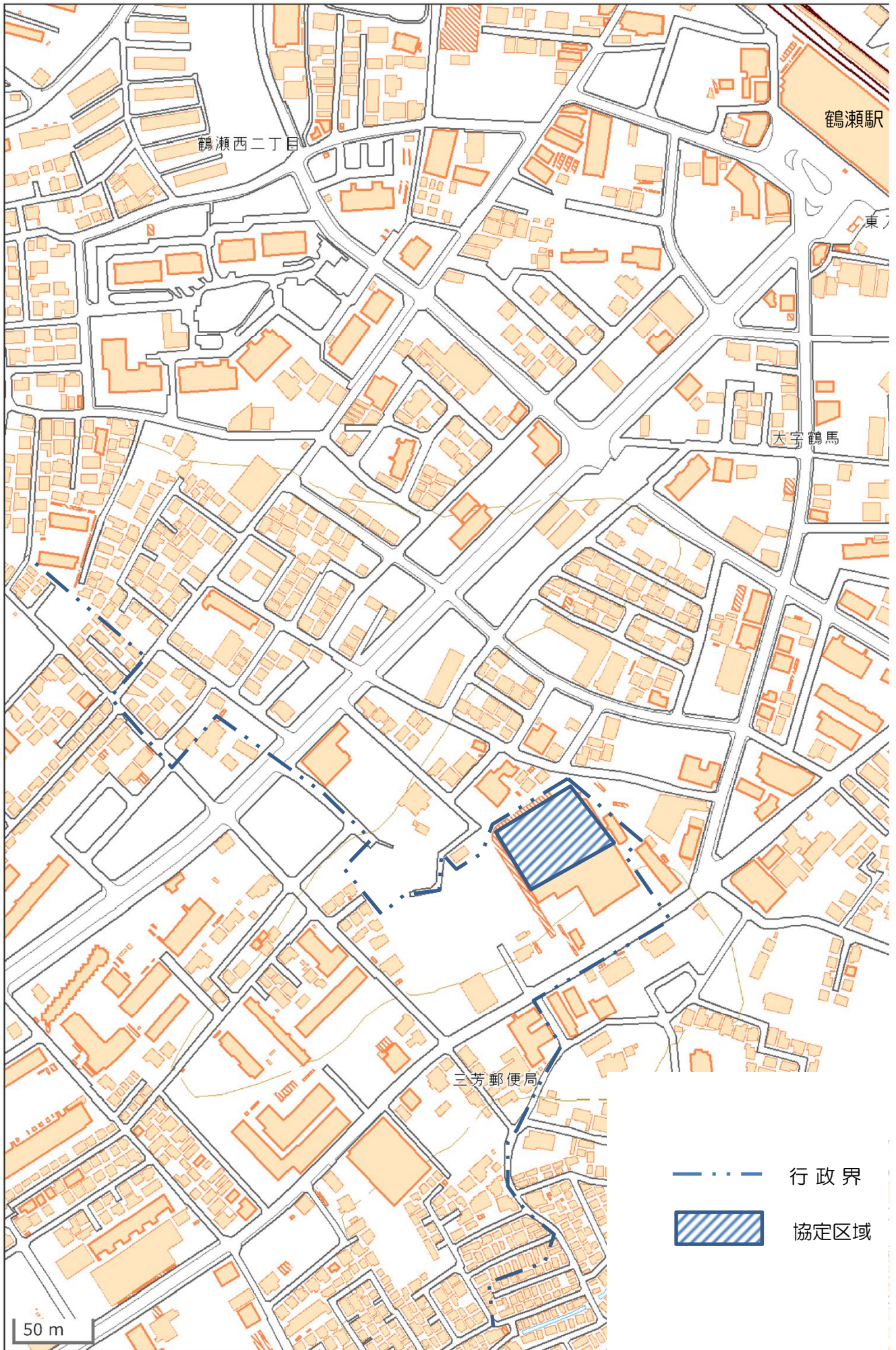
平成29年11月 日提出

富士見市長 星野光弘

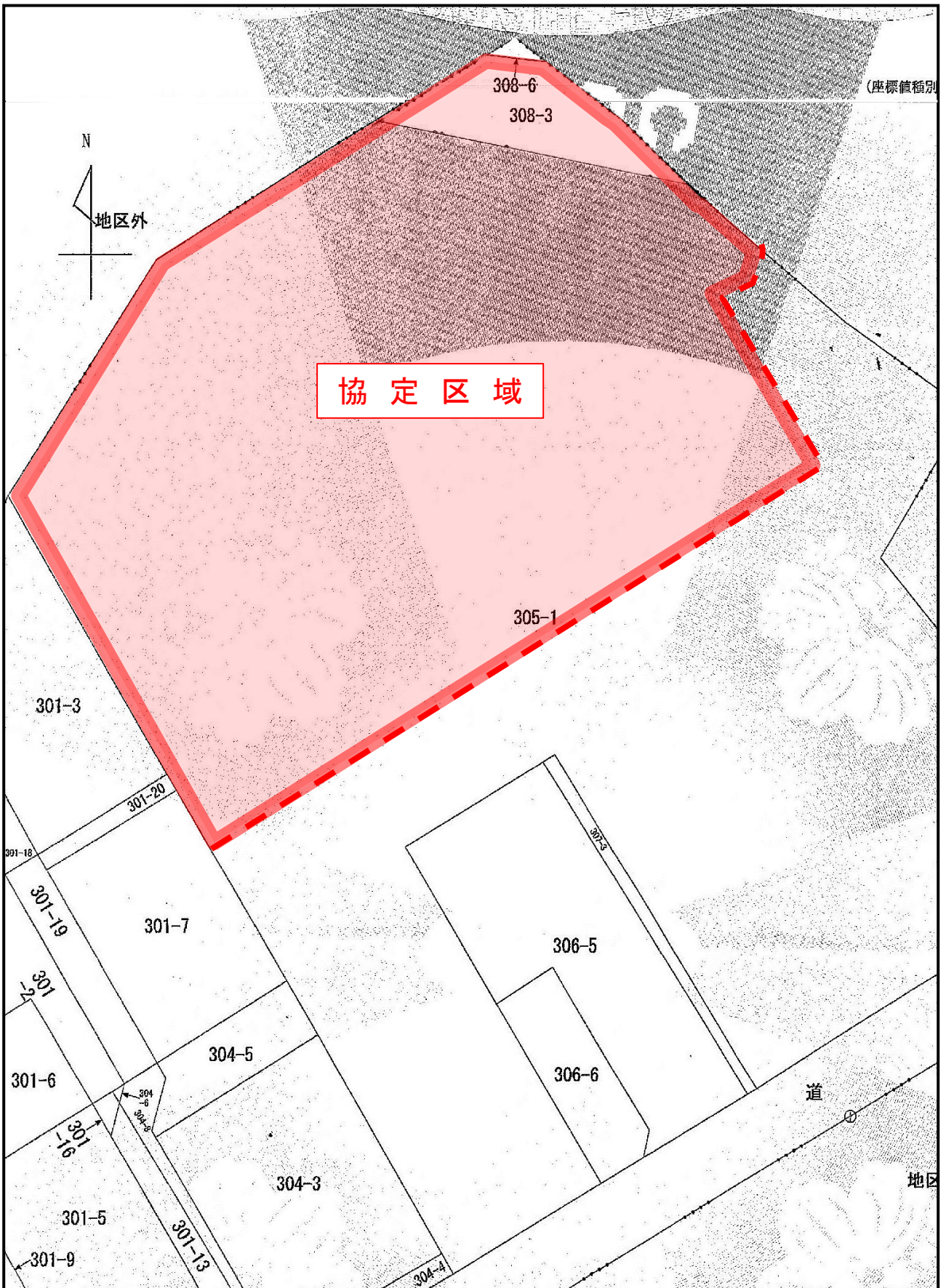
提案理由

富士見市の水道施設を入間郡三芳町の住民の利用に供することについて協議したいので、地方自治法第244条の3第3項の規定により、この案を提出します。

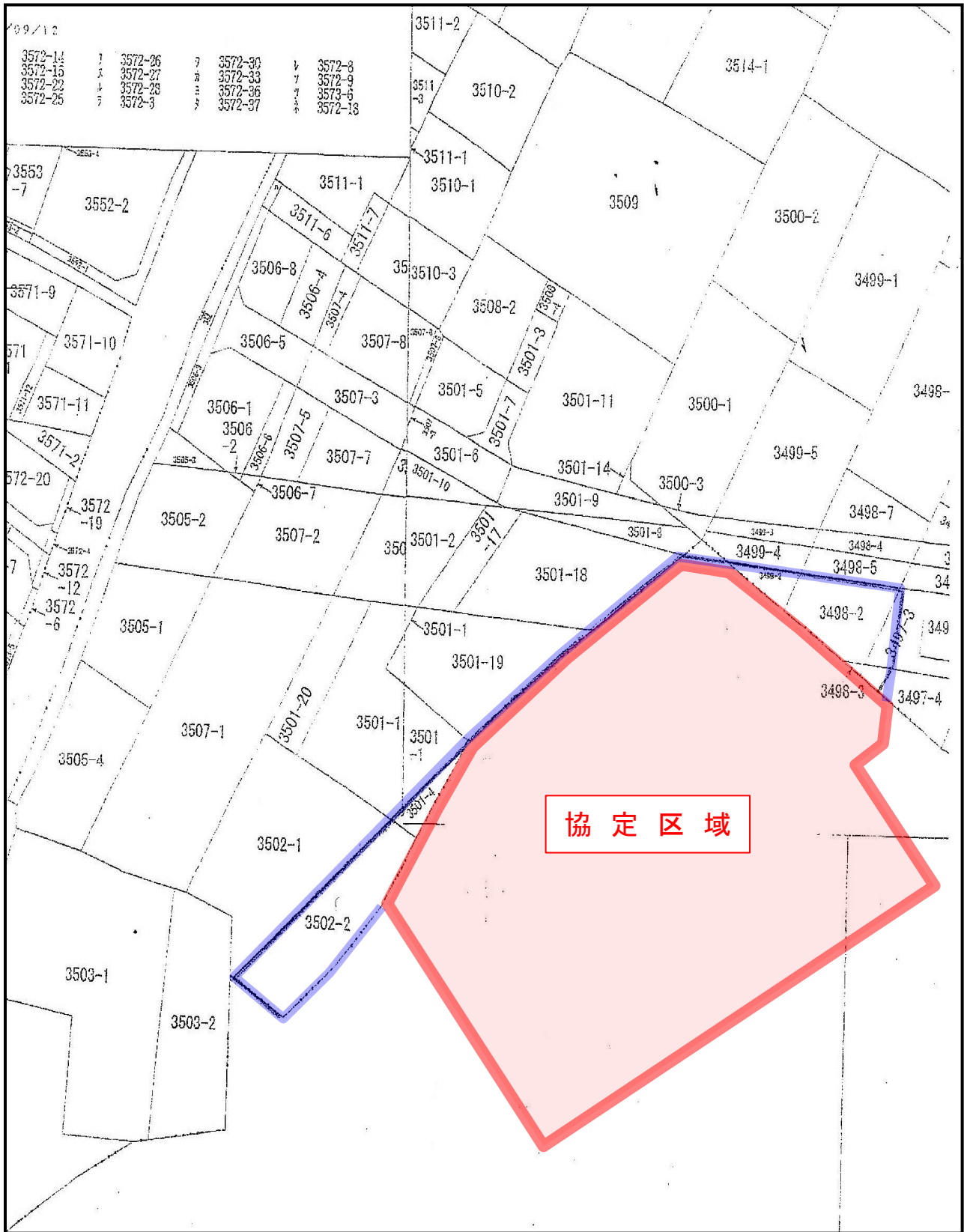
案内図



公 図 写 し



公 図 写 し



公の施設の利用に関する協定書（案）

富士見市（以下「甲」という。）と入間郡三芳町（以下「乙」という。）とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づく協議により、甲の公の施設を乙の一部地域の住民の利用に供することについて、次のとおり協定を締結する。

（公の施設）

第1条 本協定の公の施設は、次のとおりとする。

- (1) 名称 富士見市水道施設（以下「施設」という。）
- (2) 所在地 富士見市大字鶴馬字下郷3499番3

（施設の給水区域及び面積）

第2条 施設の給水区域及び面積は、別表のとおりとする。

（施設の利用）

第3条 施設を利用することができる者は、別表に掲げる給水区域の住民とする。

- 2 施設の利用に供するための給水装置の設置については、甲の条例等の規定によるものとする。

（料金等の支払）

第4条 施設の使用に係る料金は、甲の条例等の規定により前条第1項に規定する給水区域の住民が甲に支払うものとする。

- 2 前条第2項に規定する給水装置の設置をする者は、甲の条例等の規定により加入申込金及び手数料を甲に支払うものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは解釈に疑義が生じたときは、甲、乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を
保有する。

平成 年 月 日

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

甲 富士見市

富士見市長 星 野 光 弘

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

乙 三芳町

三芳町長 林 伊 佐 雄

別表

給 水 区 域	面 積
入間郡三芳町大字藤久保字俣埜 3 0 5 番 1 の一部 入間郡三芳町大字藤久保字俣埜 3 0 8 番 3	4, 1 6 0. 3 4 m ²